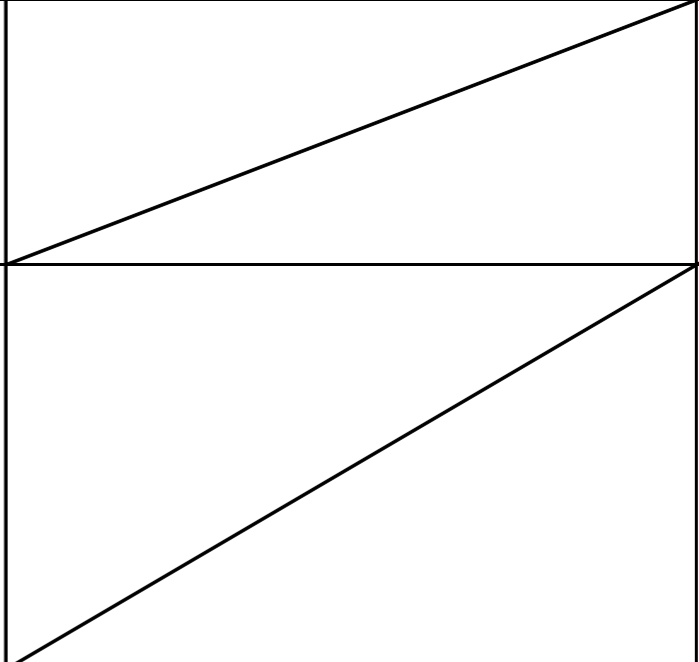


第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画(成果目標)

分野	現計画の「市の基本的な考え方」	国の成果目標	新計画の「市の基本的な考え方」(案)	「成果目標」設定の考え方	現行計画の目標値と実績値
施設入所者の地域生活への移行	<p>・令和5年度(2023年度)末までに、平成31年度(2019年度)末時点の施設入所者の6%以上が、共同生活援助(グループホーム)等を利用する等により、地域生活へ移行することを目指します。</p>	<p>・令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。</p>	<p>・令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者の6%以上が、令和11年度(2029年度)末までに、令和7年度(2025年度)末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。</p>		<p>【目標値】 【実績値】</p>
	<p>・令和5年度(2023年度)末の施設入所者数が令和2年度(2020年度)末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。</p>	<p>・令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5%以上を削減する。</p>	<p>・令和11年度(2029年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数を上回らないことを目指します。</p>		<p>【目標値】 【実績値】</p>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>・長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないものの、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助(グループホーム)等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制の充実に図ります。</p>	<p>・令和8年度末までに精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上とすることを基本とする。</p>	<p>・長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないが、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助(グループホーム)等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制を圏域ごとに構築できるように検討を、協議の場を通じて進めていきます。</p>	/	/
	<p>・精神障害者の地域生活を支援するための保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続して設けます。</p>	<p>・令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。</p>			
	<p>・地域移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。</p>	<p>・令和8年度の精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</p>			
地域生活支援の充実	<p>・障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談支援事業所や地域福祉推進拠点など地域の社会資源を活かして、障害者の日常生活を支援するために整備したネットワークを、より利用者のニーズに合わせて運用していきけるよう、機能拡充を図ります。</p>	<p>・各市町村における地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。</p>		/	/

分野	現計画の「市の基本的な考え方」	国の成果目標	新計画の「市の基本的な考え方」(案)	「成果目標」設定の考え方	現行計画の目標値と実績値
地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。</u> 		/	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点事業において、地域移行支援のためのピアサポート活動を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。</u> 			
福祉施設から一般就労への移行等	<p>【市の基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響が危惧されることだが、市では障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることから、令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等による年間一般就労者数を、国の基本指針どおり平成31年度(2019年度)実績の1.27倍以上とすることを目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。</u> ・<u>就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上</u> ・<u>就労継続支援A型事業：令和3年度実績の1.29倍以上</u> ・<u>就労継続支援B型事業：令和3年度実績の1.28倍以上</u> 			<p>【目標値】</p> <p>【実績値】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績から、就労移行支援は1.30倍以上、就労継続支援A型は1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上とすることを目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。</u> 			<p>【目標値】</p> <p>【実績値】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度(2023年度)に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。</u> 			<p>【目標値】</p> <p>【実績値】</p>

分野	現計画の「市の基本的な考え方」	国の成果目標	新計画の「市の基本的な考え方」(案)	「成果目標」設定の考え方	現行計画の目標値と実績値
福祉施設から一般就労への移行等	・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を令和5年度(2023年度)末には全体の9割以上とし、国の基本指針を上回る成果目標を設定します。	<p>・就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。</p>			【目標値】 【実績値】
	・市や先進的な企業等で取り組んでいる障害者の就労事例を他の企業等に周知することにより、障害者雇用への理解促進を図ります。				【目標値】 【実績値】
	・企業や福祉施設等に障害者就労・生活支援センターのジョブコーチを派遣するなど、より多くの障害者が必要な支援を受けながら継続して就労できる環境を整備していきます。				【目標値】 【実績値】
	・関係所管と連携し、地域の実情を踏まえた農福連携の実施に向けた方策を検討しつつ、関係機関への協力を求めます。				【目標値】 【実績値】
障害児支援の提供体制の整備等	・市内には児童発達支援センターがすでに2か所(平成30年〔2018年〕10月時点)設置されているため、これらを活用していきます。	<p>・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する。</p>			
	・市には保育所等訪問支援事業所が2か所(令和2年〔2020年〕3月末時点)ありますが、保育所等訪問支援事業所の拡充を目指します。	<p>・障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。</p>			

分野	現計画の「市の基本的な考え方」	国の成果目標	新計画の「市の基本的な考え方」(案)	「成果目標」設定の考え方	現行計画の目標値と実績値
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 市内には、すでに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が4か所ありますが、令和5年度(2023年度)末までにさらなる拡充を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</u> 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市ではすでに医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置しているため、引き続き医療的ケア児に対する施策を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。</u> 			
	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度(2023年度)末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターを地域生活支援拠点事業所等に配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。</u> 			
相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点事業の機能を充実させることにより、相談支援体制の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</u> 			
	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業者の連携強化やスキルアップのために、委託相談支援事業所連絡会や相談支援事業所連絡会において情報交換や勉強会を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。</u> 			
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉課に新規配属された職員を中心に、東京都が主催する障害支援区分認定調査員等研修及び障害者虐待防止対策支援事業に参加します。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 指導監査課において、障害福祉サービス事業者等の実地検査の結果を市ホームページで公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</u> 			
	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業者の人材育成のため、虐待防止研修を実施するほか、各種研修の受講を促します。 				

分野	現計画の「市の基本的な考え方」	国の 成果目標	新計画の「市の基本的な考え方」(案)	「成果目標」設定の考え方	現行計画の目標値と実績値
----	-----------------	----------------	--------------------	--------------	--------------